

中東知的財産ニュースレター Vol. 9 (2016年12月)

<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>RAK-DED (ラス・アル・ハイマ経済開発局) による取締り</p> <p>ショッピングセンターで販売される模倣品に対し、ラス・アル・ハイマ経済開発局による取締りがさらに強化されています。</p> <p>RAK-DED は、ハンドバッグ、財布、香水など 133 点の模倣品をショッピングセンターから押収し、店主に警告状を送付しました。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 経済開発局は、UAE の各首長国の政府機関であり、特に、ドバイ経済開発局、および、シャルジャ経済開発局は積極的に模倣品取締りを行っています。ラス・アル・ハイマ経済開発局においても、今後の積極的な模倣品取締りが期待されます。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE 商標調査方法の変更</p> <p>UAE 商標局は 2016 年 11 月 3 日以降の商標調査方法を変更しました。商標局は調査方法について、文言や表現全体の調査に限定し、一語一語の調査は行わない方法に戻すことを明らかにしました。</p> <p>例えば、SONY COMPUTER ENTERTAINMENT の調査をする場合、全く同じ表現を使用する商標だけを取り上げることとし、SONY や COMPUTER という言葉が組み込まれた類似する商標は取り上げないこととなります。</p> <p>よって、ブランドオーナーは、商標に重要な単語について、個別の調査を依頼することが必要となります。</p>
<p>オマーン</p>	<p>2013-2014 年度出願特許の実質審査開始</p> <p>オマーン特許庁は、2013-2014 年度に提出された全ての出願特許をエジプト特許庁に送り、実体審査を行うことを発表しました。これは、オマーン特許庁とエジプト特許庁の間で締結された覚書に則した決定です。</p> <p>2013-2014 年度に特許出願を行った出願人は、OMR 300,000 (およそ 800 米ドル) の審査料を支払い、実体審査を正式に要請しなければなりません。この支払いと実体審査要請のない出願は、取り下げられたものとみなされます。</p>

<p>クウェート</p>	<p>ニース国際分類第 10 版の採用を決定</p> <p>商標に関するニース国際分類第 10 版が 2017 年 1 月からクウェートに導入される見込みです。</p> <p>クウェートにて既に申請、または、登録済みの商標に関しては、現行の第 8 版からの変更による影響はないでしょう。しかし、更新手続き中の登録商標には、この新たな分類基準が適用され、クウェート商標局による再分類がなされるものと思われます。</p>
<p>サウジアラビア</p>	<p>サウジアラビア公的手数料の値上げ</p> <p>GCC 商標法がサウジアラビアで発効されました。</p> <p>これに伴い、公的手数料の変更がありました。例えば登録料は引き上げられましたが、出願料、公告料の変更はありません。</p> <p>2016 年 9 月 29 日に GCC 商標法が導入される以前に出願された申請については、以下が適用されます：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録手続き全てに旧料金が適用されます。 ・ 異議申立てがあった場合、不服審査委員会 (Board of Grievances) の権限に委ねられます。
<p>レバノン</p>	<p>委任状の必要条件を変更</p> <p>2016 年 9 月 1 日、レバノン商標局は、同局への登録申請手続き全てに関し、レバノン大使館により公証および合法化された委任状原本の提出を必須条件とすることを発表しました。</p> <p>遅れて提出された委任状は受領しない旨、明らかにされています。優先出願に限り例外が認められます。</p>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 9 (2016年12月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae

كلايد اند كو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。